

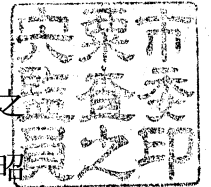
宍 監 第 5 5 号

令和 4 年 8 月 17 日

宍 栗 市 長 福 元 晶 三 様

宍 栗 市 監 査 委 員 畑 中 正

宍 栗 市 監 査 委 員 浅 田 雅



令和 3 年度宍栗市各会計決算に伴う健全化判断比率
及び資金不足比率審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の
規定により審査に付された、令和 3 年度宍栗市各会計決算に基づく健全化判断
比率及び資金不足比率について審査したので、別紙のとおり意見書を提出します。

令和 3 年 度

宍粟市各会計決算に基づく
健全化判断比率等審査意見書

宍粟市監査委員

令和3年度宍粟市各会計決算に基づく 健全化判断比率等に係る審査意見書

1 審査の期間

令和4年7月6日～令和4年8月17日

2 審査の対象

令和3年度一般会計及び特別会計決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率

3 審査の方法

市長から提出された健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼に、関係諸帳簿等との照合並びに関係職員から説明を聴取し審査した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記の健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めた。

記

健全化判断比率

(単位：%)

区 分	令和3年度	令和2年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	－	－	12.77	20.0
連結実質赤字比率	－	－	17.77	30.0
実質公債費比率	6.9	7.9	25.0	35.0
将来負担比率	65.4	83.7	350.0	

資金不足比率

(単位：%)

区 分		令和3年度	令和2年度	経営健全化基準
法 適 用	水道事業特別会計	－	－	20.0
	下水道事業特別会計	－	－	20.0
	病院事業特別会計	－	－	20.0

※早期健全化基準、財政再生基準、経営健全化基準は令和3年度における基準である。

健全化判断比率算定表

(単位：千円)

区分	比率(%)	算定式
実質赤字比率	-	$\frac{\text{普通会計（一般会計）の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} = \frac{\text{▲ 823,527}}{15,161,048} = \text{▲ 5.43\%}$ <p>※一般会計が実質赤字のため▲で表示している。</p>
連結実質赤字比率	-	$\frac{(\text{イ}+\text{ロ}) - (\text{ハ}+\text{ニ})}{\text{標準財政規模}} = \frac{(0 + 0) - (952,603 + 2,304,301)}{15,161,048} = \text{▲ 21.48\%}$ <p>イ＝一般会計及び公営企業（法適用・法非適用）以外の特別会計のうち実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額 = 0 ロ＝公営企業の特別会計のうち資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額 = 0 ハ＝一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額 = 952,603 ニ＝公営企業の特別会計のうち資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額 = 2,304,301 (水道696,716 + 病院1,607,585 + 下水0)</p>
実質公債費比率	6.9	$\frac{(\text{元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}} = \frac{\text{の3カ年平均}}{\text{の3カ年平均}}$ <p>(令和元年度：8.85489 + 令和2年度：5.80219 + 令和3年度：6.29681) / 3 = 6.9%</p>
将来負担比率	65.4	$\frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}} = \frac{48,879,962 - (6,231,367 + 511,660 + 34,404,755)}{15,161,048 - 3,340,499} = 65.4\%$
資金不足比率	-	$\frac{\text{公営企業ごとの資金の不足額}}{\text{公営企業ごとの事業規模}} = \frac{\text{各公営企業会計の資金不足額}}{\text{①水道 ▲696,716 ②病院 ▲1,607,585 ③下水 0}}$ <p>※全ての企業会計事業について、資金不足額がないため資金不足比率を「-」で表示している。</p>

①実質赤字比率

普通会計（一般会計）ベースにおける実質赤字額が標準財政規模に占める割合で、令和2年度及び令和3年度ともに赤字額が生じていないことから「－」で表示しており、令和3年度における早期健全化基準の12.77%を下回っている。

②連結実質赤字比率

全ての会計（一般会計、5特別会計、3公営企業会計）を合わせた赤字額が標準財政規模に占める割合で、令和2年度及び令和3年度ともに赤字額が生じていないことから「－」で表示しており、令和3年度における早期健全化基準の17.77%を下回っている。

③実質公債費比率

一般会計の元利償還金（繰上償還額は除く）、公営企業等に係る一般会計からの繰出金及び構成市町となっている一部事務組合に係る経費負担のうち、元利償還金に充てられた額等の合計額が、標準財政規模（償還金等及び標準財政規模ともに元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額は除く）に占める割合で、令和3年度（3か年平均）は6.9%となっており前年度（3か年平均）より1.0ポイント減少した。

主な要因としては、元利償還金で公営企業債（下水道事業等）に対する繰出金が増加し、あわせて、普通交付税に算入される公債費等が減少したが、計画的な繰上げ償還の実施により元利償還金が減少し、にしはりま環境事務組合の元利償還金が経年減少したため、結果として1.0ポイントの減となった。

なお、早期健全化基準25.0%は下回っている。また、地方債発行が県への協議制から許可制となる18.0%を11.1ポイント下回っている。

④将来負担比率

一般会計における地方債残高、企業会計等における地方債残高のうち一般会計からの繰出見込額、一部事務組合に係る負担見込額、退職手当負担見込額の合計額が、標準財政規模（将来負担額及び標準財政規模ともに交付税に算入される額等は除く）に占める割合で、令和3年度は65.4%となっており、前年度より18.3ポイント減少した。

主な要因としては、充当可能な財源で普通交付税に算入される公債費等が減少したが、デジタル社会推進基金など新たな基金を新設することにより基金残高が増加した。また、将来の負担額としては、計画的な繰上げ償還の実施により一般会計地方債残高が減少し、大規模整備がないことによる公営企業債の元利償還金に対する繰出見込額が減少したため、結果として18.3ポイントの減となった。

なお、令和3年度における早期健全化基準の350.0%を下回っている。

⑤資金不足比率

各公営企業の資金の不足額の事業規模に対する割合で、令和2年度及び令和3年度ともに全ての公営企業会計で資金不足額が生じていないことから「－」で表示しているが、下水道事業においては、一般会計からの繰入金で収支が成り立っている。

なお、令和3年度における経営健全化基準の20.0%を下回っている。

(2)個別意見

①連結実質赤字比率について

全会計の実質収支、資金不足額の合計は黒字である。

予算の執行率と不用額のバランスを保ちながら、引き続き健全な財政運営に努められたい。

②実質公債費比率について

実質公債費比率（3か年平均）は前年度と比較して1.0ポイント減少し、早期健全化基準以下となっているだけでなく、地方債許可団体となる18.0%を下回っている。

これは、平成22年度以降、計画的に繰上償還を実施したことにより元利償還金が減少した結果によるもので、令和3年度においても1,210,694千円の繰上償還が実施されている。

しかしながら、少子高齢化、人口減少には歯止めがかからず、交付税に大きく依存する財政基盤の弱い本市においては、更なる財政の健全化と比率の抑制を図るべく民間資金等の繰上償還等により実質公債費比率の抑制に努められたい。

③将来負担比率について

将来負担比率についても、前年度と比較して18.3ポイント減少している。

令和3年度末の将来負担額の総額は48,879,962千円で、その内普通会計における地方債現在高は29,015,335千円、公営企業債等に係る繰出金及び組合負担等見込額は17,136,044千円で起債償還に係るものが全体の94.4%を占めている。

分子となる将来負担額の内、充当可能な基金、公営住宅家賃の特定財源、地方債償還財源として交付税算入される額を除く一般財源負担額は、7,732,180千円で、計画的に繰上償還を実施したことにより元利償還金が減少したなどの結果、令和2年度より1,924,191千円の減となった。また、分母の標準財政規模から算入公債費等を除いた額については288,849千円の増となったため、結果として将

来負担比率は65.4%と前年比で18.3ポイントの減となった。

今後、波賀生活圏の拠点づくりや新病院の建設事業、見通しのつかないコロナ対策、また、上下水道を中心に施設の耐用年数を迎え、新たな経費の増加が見込まれており、更なる計画的な財政運営が必要となる。

今後も、将来負担の軽減に努められたい。

④資金不足比率について

各公営企業とも資金不足を生じてはいないが、依然として厳しい状況である。また、上下水道事業特別会計についても、施設の長寿命化に努める必要があり、今後も将来的な施設更新に向けより一層の経営改善に努められたい。

⑤まとめ

計画的な繰上償還等の実施により、実質公債費比率について25.0%を下回っており、将来負担比率についても、同じく計画的な繰上償還等により減少傾向が続いている。これらの比率は、財政健全化法に示されている基準には該当せず、健全な財政運営に努めている結果であるが、あくまでも現状の財政状況の指標であり、宍粟市にとって最大の懸案事項である人口減少の要素は含まれていない。

令和3年度より普通交付税が一本算定となり、交付税に大きく依存する宍粟市にとっては、依然厳しい現実に立たされている。長期的な視点に立ち、人口減少社会を見据える中で、最少の経費で最大の効果という理念に基づき、効率的な業務の運営と更なる改善に引き続き取り組む必要がある。

本当に必要なものは何か、削減できる事業はないか日常的に検証を行い、財政の健全化、スリム化に努められたい。